



9・11 3・11そしてなぜ7・11なのか? 「共謀罪」 強行採決

日野詢城

新聞を斜め読みすると、「犯罪を計画段階で処罰する」共謀罪が、参院「憲法審査会」を1度も開かないまま、審議を中断して、「中間報告」という異例の手続きで強行採決された」とある。組織犯罪処罰法・改正と呼ぶらしいが、刑法体系を大きく揺るがすもので、警察権を大幅に拡大し「監視社会」を作り出すという極めて危険な法律だといえる。法案の成立により、国民は常に監視下におかれ、「未然に防ぐ」といふ美名のもと、「国家」というまか不思議な

力に支配される社会」、民主主義社会の崩壊に繋がりがかねない、戦後最悪の事態になったと言えよう。9・11は、2001年アメリカの「同時多発テロ」と呼ばれるもの。言うまでもなく3・11は「東日本大震災」。そして今回強行採決された「共謀罪」はなぜか7・11に施行するという。

平成版の治安維持法?

この法律だけが問題だというのではない。「戦争法」と

呼ばれた、「安保関連法案」は一括審議で怒号の中強行採決。採決の不当性並びに法案の違憲性が裁判で争われている。簡単に言えば「何時でも何処でも戦闘行為ができるようにした法律」。それを発令できるのは内閣総理大臣。事後に国会で承認を得るといふものであろう。まさに「戦時体制」に入ります。という法律で、その体制下では「当然、思想信条など一定の制約があり、メディアの規制も当然のことだ」と考えている人がいるのだと思う。要するに「国家が国民をコントロールする」ということだ。憲法で保障されたあらゆる「自由」を網を掛け、「有事」に備えるというもの。

“等” という便利な言葉

等という言葉は便利な言葉であるが、意図的に使われれば極めて危険な言葉にもなる。「等とあつたでなにか」で通用してしまうからだ：幾つかの単語が並べられた後に等とついた場合は、原則前に並べられたものを差し、今回のような「テロ等」と一つしか事例が述べられていない場合は、全てのことを等の一文字に込めることができる。もともと「テロ」という言葉の定

役割人間という
悲しい表現がある。
成果のために己を棄てる
ほどの意味があるのか
たった一度の人生。

日本国憲法 第9条
日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

考え方としては「力の支配」「武力による威嚇と実効支配」という「維新以来

義が不透明で、その準備と
 なる」と更に不透明になる。
 200項目をこえる事例を
 掲げ、「キノコ狩り」が問
 題視されているが、裏があ
 るように思えてならない。
 キノコ狩りができるのは植
 林された山ではなく、自然
 林だと考えるのが普通だと
 思う。自然林の多くは国有
 地、「こんな所で何をして
 る!」「キノコ狩りです。」
 と答えたとしても、不審者
 だと連行できる理由を先に
 決めておく。という裏の話
 だ、考えすぎであってほし
 いと思う。

60年・70年安保

私自身はそのいずれも体
 験していないが、「安保」と
 いう言葉に特別な感情や意
 味をくみ取ることができな
 かった。1970年頃、始
 めて「靖国神社国家護持法
 案」という形で、国家と宗
 教ということが、一つの問

いとなり、「靖国」問題を
 課題とすることになった。
 そのことを問い始め、二
 つの安保闘争というもの
 に少し意味を感じるよう
 になったと記憶している。
 1960年以降「2プラス
 2」という会議が日米間
 もたれるようになり、安保
 関係はそこで決められるこ
 とになった。日本からは外
 務大臣・防衛大臣。アメリ
 カは國務長官と国防長官。
 トップとトップの会談で全
 てが決まり、その結果は事
 後に報告され、もしくは国
 家機密として扱われていく
 ため、国民の知る権利や意
 思は全く反映されない仕組
 みだといえる。国の存亡を
 決めるようなことを2人の
 大臣に任せるといふ形その
 ものが不自然だ。「機密」
 という言葉で公開されるこ
 とはなく、それを知らうと
 したり、公開すれば「機密
 法」(2015年成立)に
 抵触すると定めた。しかし、

ここでも何が特定なのかは
 不透明なままだ。ともかく、
 安倍晋三首相は、祖父の岸
 信介氏がやりたくてもやれ
 ないことを全部クリアした
 形で、いつでも戦争ができ
 る国作り”をし、取りあえ
 ずの仕上げが今回の「共謀
 罪」の成立だったと言える。
 恐れること・

自己規制をすること

幾つもの法案を成立させ
 ることで、戦争ができる国
 作りを法制化し、後には引
 けない形を整えた安倍政
 権。世論調査などで多くの
 国民が「納得していない」
 としているにも拘わらず、
 「反対しているのはごく僅
 かな人」とし、国民の知る
 権利を奪い、「知らうとし
 たり、仲間と話し合うだけ
 で法律に抵触する」と思い
 込ませることで、萎縮さ
 せ、国家のことは国家に任
 せると言うのである。こ

ういう手法は、民主主義で
 はなく、紛れのなく独裁と
 呼ぶのであろう。私もは
 誇り高い、日本国憲法のも
 とにある。恐れることや自
 己規制するなどの萎縮行為
 は禁物なのです。今だから
 こそ国とは何かを問い、国
 家権力とは何かを問いた
 だけだ。
 していく。それが平和憲法
 下の国民なのだ胸を張ろ
 う。成り行きを見まもつて
 いるというのは、成り行き
 に全てをゆだねているに等
 しい。少なくとも投票とい
 う形で私たちの思いを伝え
 る手段は確保されているの
 だから。

共謀罪法案を廃案に！

戦争法の廃止を求める学者の会・大分 2017年6月13日

安倍政権が本国会で強行成立を狙っている「共謀罪」法案は、テロ対策を表向き理由にして、些細なことにかこつけて市民を監視・逮捕・処罰することを可能とするものであり、憲法で保障された思想・信条、内心の自由などの基本的人権を脅かす憲法違反の法案です。内心を罰する点で、近代刑法の原則にも反します。政府は国会審議で、まともな回答や説明ができません。いま、ごまかしの一手で強行採決を狙っています。この法案は廃案とするしかないことを皆様に訴えます。

この法案性、2003年から07年にかけて三度廃案となった共謀罪法案に微々たる修正を加えて、「テロ等準備罪」と呼び方を変えただけのものです。この法案にはテロの定義すら規定されておらず、テロ対策を目的に作成されたものではありません。これまでは既遂や未遂の段階で初めて処罰される約300もの犯罪について、合意と準備の段階から処罰することが可能となり、それが「テロ」と結びついているかどうかは問題とされません。違法なキノコ採りを合意・準備すれば「テロ等準備罪」として処罰する、キノコ採りはテロの資金源になるかもしれないからという政府答弁が、この法案の不合理さを明瞭に示しています。一般市民の処罰が可能な多くの罪を新たに作り出していることに重大な問題があります。

政府は、「組織的犯罪集団」を適用対象にするので一般市民は関係ないと説明していますが、何が「組織的犯罪集団」かは、捜査当局が判断します。政府は国会答弁で、「性質が一変した」と捜査当局が判断した場合、「組織的犯罪集団と見なす」としています。例えば、市民団体や労働団体の抗議行動が威力業務妨害に当たると判断されれば、その団体の本来の「性質が一変した」とされて「組織的犯罪集団」とみなされることとなります。また「準備行為」も歯止めにはなりません。ATMからの金銭の引き出しのような日常的な行為でも捜査当局が何かの犯罪の「準備行為」とみなせば、「準備行為をおこなった」とされてしまうのです。一般の市民が対象にならない保証はどこにもありません。

自由が脅かされ、まさに「監視社会」を招くこととなります。国連プライバシー権に関する特別報告者であるジョセフ・ケナタツチ氏は5月18日に安倍首相に書簡を送り、法案が基本的人権を侵す危険性を指摘しています。かつて、治安維持法が制定される際に、一般人は対象にしないとしながら、制定後には次第に対象が拡大され、ついには一般人の思想・言論の自由が全て奪われてしまった苦い歴史があったことを私たちは思い起こさなければなりません。

「共謀罪」は、国民の監視を強化するための「平成版・治安維持法」とも言うべきものであり、安倍政権による戦争する国づくりの一端です。戦争法・国民保護法などの法整備が外に向かつての「戦争国家」化とすれば、秘密保護法・盗聴法などに続いて共謀罪を新設することは、内に向かつての「監視社会」化とすべきものです。私たちは、憲法で保障された思想・表現・良心の自由を侵害し、この国を監視・密告社会へと導き、一路「戦争する国」づくりに突き進む「共謀罪」法案の廃案を強く求めます。



靖国問題を縁として

1983年真宗大谷派全国研修会呼び掛け文

靖国神社国家護持への反対運動をきっかけに、伝統的な大谷派教団の体質が問われはじめたのは、まだ月日が浅いことだといえます。一九七四年の「靖国法案」自民党単独強行採決・審議未了・廃案以来、「靖国」推進派は巧妙な路線変更を行ってきた。その運動の中心には「靖国神社公式参拝」「自主憲法制定」「スパイ防止法制定」を据え、公然と反対運動つぶしのキャンペーンを始めたのです。

この間、私たちは靖国問題を縁として、自身の信心の本来性を回復しようとする数少ない先輩方に学ぶ中から、信仰的課題としての靖国問題の深重さを共有してまいりました。それは、時代の状況に合わせて真宗の教義を読みかえたり、親鸞の言葉を権威として民族意識を裁こうとしたり、教団政治（宗政）に私たちの主張を反映させるといふ政治主義的立場に固執してきたのでもありません。むしろ、私たちが靖国問題を契機に、地域や教団で取り組んできた問題や、そこから生じてきた課題を出し合って検討し直す機会を作りたいという願いを「真宗大谷派・非武装平和を願う会」に結実させていったのです。

各教団の考え

1980年10月7日付『毎日新聞』より

【神社本庁】

①靖国神社の国家護持は遺族ならびに国民大多數の熾烈なる要望である。「靖国神社法」案はこれをかえするための有力な一方法で、基本的にはこれに賛成する。ただし、四十九年の衆議院法制局見解のように「宗教性を抜きにする」ことが合憲になるための不可欠要件であるとして、その伝統祭祀を失わしめるものであれば、支持できない。遺族、国民大多數の意向に反するからである。

②憲法における「宗教の自由」はあくまで「国民個々の信仰に関する問題」であって、靖国神社国家護持の問題とはおのずからその性格が異なる。現に靖国神社に毎日参拝している遺族をはじめ多数の国民は、個人的信仰としてはいろいろの宗教宗派に属しているにもかかわらず、矛盾を感じていない。「政教分離」の問題についても、憲法二〇条の二項と三項で「宗教上の行為等」と「宗教的活

動」とは明らかに区別され（津地鎮祭最高裁判決参照）宗教上の行為等は、参加の強制がないかぎりその執行は決して禁止されていない。また社寺への文化財補助金の支出、宗教団体立の私学への国庫助成など数多くの行政実例をみても、違憲とはならない。

③もともと「宗教」問題として取り上げているのではないのだから、その意味では教団にも国民にも何ら影響はない。ただ前に述べた条件を十分に認めた上で、靖国の英霊に対する国の姿勢が公的に確立することは、国民にとって大いに歓迎される。

編集後記

提案された「安保関連法案」「共謀罪」等の重要

法案は、質問に答えることなく、「お茶を濁す」形で逃げ、時間を稼ぎ、チャンとした議論のないまま強行採決するという、数の暴力がまかり通った。剣が峰の民主主義、23日告示の都議選、都民はどう反応するのか？（遍）

世話人（◎代表者）

無着 成恭

曹洞宗僧侶

酒迎 天信

日本山妙法寺

日野 詢城◎

大谷派見成寺

林 正道

大谷派安養寺

西郡 均

本願寺派誓岸寺

古谷 聡

大谷派蓮照寺

佐々木淳二

大分メソナイトキリスト教会

掛橋 泰定

日蓮宗妙栄寺

大在 紀

本願寺派長光寺

野口 春夫

日本基督教団津久見教会

永井 一匡

アライアンス大分キリスト教会

宗教者9条の会・大分

事務局

〒879-5102

由布市湯布院町川上 3561

見成寺

TEL 0977-84-2257

FAX 0977-84-5203

年会費 3,000円

郵便振替口座

01720-1-111731